

ぎふプライムスタートアップの募集

～岐阜県のロールモデルとなりうるスタートアップを募集します～

令和5年7月14日

ぎふスタートアップ支援コンソーシアム

概要

産学官により設置されたぎふスタートアップ支援コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）では、他のスタートアップの模範となり得る優れたスタートアップを「ぎふプライムスタートアップ」（以下「プライム」という。）として認定し、手厚い支援を行うことで、認定したスタートアップの成長をサポートしていきます。

また、岐阜県ゆかりの有望なスタートアップの成長を促しながら、オール岐阜でスタートアップを応援・支援する仕組みを構築していくことで、地域で起業家を生み、育てる好循環の創出を図ります。

認定を受けると・・・

- ①岐阜県スタートアップ企業支援事業費補助金（プライム枠）の補助対象候補になります。※
- ②融資限度額が拡充した県制度融資の候補者になります（調整中）。※
- ③コンソーシアムのホームページへの掲載、様々な機会を通じたPRなどを行うことで、対外的な信頼度が向上します。

※①、②はプライムの審査とは別にそれぞれの審査があり、プライムに認定されても事業計画や経営状況によっては補助や融資が受けられない場合があります。

応募要件

以下の項目をすべて満たす企業が応募対象となります。

- ①起業の日から5年未満の者
- ②県内に既に本社機能を設置済みの者、もしくは令和5年12月31日までに本社機能を設置する者、または県内で事業を営む企業等と既に連携している者、もしくは年末までに県内で事業を営む企業等と連携する者
- ③未上場の者で、大企業から、次に掲げる出資又は役員を受け入れていない者
ア発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
イ発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している者
ウ大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
- ④代表権を有する者または役員が、過去5年以内にコンソーシアム会員もしくは行政機関が主催または共催したピッチコンテスト等ビジネスプランを評価する大会で入賞したビジネスプランを用いて事業を行う者

- ⑤コンソーシアムの会員またはコンソーシアムに入会申込書を提出済みの者
- ⑥代表権を有する者および役員に過去3年の間、社会的に信頼を失うような法令違反または事故がない者
- ⑦「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第3条に該当しない者
- ⑧国税、県税及び市町村民税の未納がない者
- ⑨風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条に規定する営業許可又は第27条及び第31条の2、第31条の7、第31条の12、第31条の17に規定する営業等の届出の対象となる事業者ではない者

応募方法

【公募期間】

令和5年7月14日（木曜日）から令和5年8月3日（木曜日）17時必着

【応募手順】

- ①応募様式を以下からダウンロードしてください（下記のア、イ両方の様式が選択できます）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/360048.xlsx>

ア 様式1：認定申請書（認定を自分で申し込む場合）

イ 様式2：認定推薦書（会員が自分以外のスタートアップを推薦する場合）

※本推薦書は被推薦者の同意が必要となります。推薦者が被推薦者と事前協議のうえ提出してください。

- ②必要事項を記入の上、電子メールで以下の提出先にご提出ください。

メール件名：【ぎふプライムスタートアップ申請】会社名〇〇

提出先：ぎふスタートアップ支援コンソーシアム事務局（公益財団法人岐阜県産業経済振興センター産業振興部総合支援課事業支援担当）

e-mail：sien@gpc-gifu.or.jp

提出期限：令和5年8月3日（木）17時必着

提出方法：メールに応募様式及び関係資料を添付してください。

【審査基準】

本募集における審査基準は、以下のとおりです。

①事業のビジョン

- ・社会課題の解決につながるか
- ・県経済の活性化につながるか
- ・資金計画等、事業の実現性はあるか
- ・グローバル市場への進出を見据えているか

②事業内容の独創性・革新性

- ・製品、事業内容の独創性、従来の製品やビジネスモデルとの違いはあるか
- ・社会での有用性はあるか

③事業の拡張性

- ・事業成長の大きさの見込みはあるか
- ・事業拡張スピードの見込みはあるか

④起業のチャレンジ性

- ・既存企業等からの独立、大学等の研究機関からの創出か
- ・代表権を有する者が女性・障がい者・若者（20歳代まで）・シニア層（65歳以上）の起業か

【審査方法】

審査は、提出された書類を基に行います。第三者を含むベンチャーキャピタリスト、有識者等から構成される「ぎふプライムスタートアップ審査委員会」において審査を行い、その結果を踏まえ認定します。なお、具体的な審査の内容は非公開とします。

選定結果の公表

選定結果の公表は令和5年8月中を予定しています。（コンソーシアム特設サイト等で発表を行います。）

その他

応募書類は返却しません。

応募書類に記載された情報は本人の同意なしに本事業以外の目的で利用および第三者への提供はしません。ただし、採択された方については、原則として「事業主体名」「事業テーマ名」「事業計画の概要」を公表するとともに、コンソーシアム内でその内容を共有し、今後の支援の参考にさせていただくことについて同意したものとみなします。

応募内容に関する著作権その他の知的財産権は応募者に帰属しますが、秘密事項は記載しないようにご注意ください。

応募内容については、他の特許等を侵害していないこと、または係争中でないことが条件です。

応募内容に関して、虚偽の記載が発覚した場合には、応募は無効となります。

公序良俗に反する事業を行う企業や事務局からの通知・連絡に応じない場合など、事務局が認定することが適さないと判断した応募者は、審査対象から除外する場合があります。

お問合せ先

ぎふスタートアップ支援コンソーシアム事務局

（公益財団法人岐阜県産業経済振興センター産業振興部総合支援課事業支援担当）

TEL：058-277-1080

e-mail：sien@gpc-gifu.or.jp